資料B

2026年度以降受け渡しの電力卸取引に関するQ&A

No.	分類	質問	回答
1	商品	受給期間が複数あるが、参加資格がある場合いずれも取引が可能ということか	参加手続きが完了すれば、全ての商品に入札することができます。
2	商品	ミドル、オフピークの平日の定義は何か。	以下の通りと致します。「平日」とは、休日を除く日をいう。休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいう。
3	商品	オフピークで翌日が休日の場合、または前日が休日の場合、供給時間帯はどう定義されるか。	平日の翌日が休日の場合、供給時間帯は平日20～24時となり、休日0～８時は供給されません。また、前日が休日で翌日が平日の場合、供給時間帯は平日0～８時となり、休日20～24時は供給されません。
4	商品	固定料金での契約は出来ないのか	卸標準メニューにおいては、燃調付の商品のみのご提供となります。固定料金など他商品のお取引を希望する場合は、北電卸標準メニューeTender事務局にお問い合わせください。
5	商品	最小数量は1MWとなっているが、最低取引単位は何MWか。	1MW単位での応札を基本とします。
6	商品	別途、約定価格より「容量確保契約金の控除」および「発電側課金相当分の転嫁」をする予定はあるのか。	本取引に関するご契約において「容量確保契約金の控除」／「発電側課金の転嫁」は予定しておりません。
7	商品	約定した取引はベースロード市場における購入可能量の算定で控除される適格相対取引となるか。	ベースロード市場ガイドラインに沿って個別に判断いたしますが、適格相対取引となる可能性がございます。
8	商品	排出権取引制度や炭素賦課金についてはどのように扱う予定か。	今後、各種法制度が導入された際には、追加費用等を請求させていただく場合がございます。
9	参加資格	小売電気事業者の資格を証明するために具体的な書面の提示が必要か。	書面の提出は不要です。弊社にて小売電気事業者登録の情報を確認させて頂きます。
10	参加資格	与信審査の結果は通知されるのか。	申込書および財務諸表をご提出いただいた後に個別にお知らせ致します。 なお、申し込み状況に依りますが、審査には通常数日程度を頂いております。
11	参加資格	与信審査の結果によっては、取引ができないこともあるのか。	審査の結果によっては、追加書類のお願い、または取引量の制限、前払い、保証金、保証状を前提とした取引とさせていただくことがございます。
12	参加資格	電力受給契約書はいつ提供してもらえるのか。	申込書等をご提出頂いた後、個別にご案内致します。

資料B

2026年度以降受け渡しの電力卸取引に関するQ&A

No.	分類	質問	回答
13	参加資格	需給管理を外部委託しており北海道BGを有さない場合、本取引に参加可能か。	北海道BG渡しの取引が可能であれば参加可能とします。
14	参加資格	北電の小売部門も当該取引に参加するのか。	参加いたします。
15	参加資格	財務諸表は自社HPで公開しているが提出が必要か。	HPで公表している場合はその旨お知らせいただくことで提出に代えさせていただきます。
16	参加資格	既に最新の財務諸表を北電に提出しているが再提出は必要か。	既に最新のものをご提出いただいている場合はその旨お知らせいただければ再提出は不要です。なお、取引開始までおよび取引期間中に新たな財務諸表を作成された場合は、継続的な取引のため、その都度ご提出をお願いいたします。
17	参加資格	官報に掲載する決算公告の提出でも良いか。	財務諸表の提出をお願いいたします。
18	通告変更契約	どのような粒度で通告変更できるのか。	各コマにおいて、ゼロから契約電力までの範囲内で2kW刻みで通告変更可能です。 ただし、月間の通告電力量合計値が、月間利用率70~100%の範囲に収まるように設定していただきます。
19	通告変更契約	通告変更はいつまで可能か。	受渡日の前々日15時までであれば変更可能です。
20	通告変更契約	受渡日の前々日15時までに通告しなかった場合はどうなるのか。	通告値はゼロとします。 なお、これにより、月間の通告電力量合計値が月間利用率の下限（70%）を下回った場合、未達分の電力量に対して、受給したものと見做して電力量料金を請求いたします（Q.21を参照）。
21	通告変更契約	月間利用率は具体的にどのように算定されるのか。	月間利用率(%)＝ 月間の通告電力量の合計(kWh)÷（契約電力(kW)×当該月の暦時間数(h)）× 100で算定します。 月間の通告電力量合計値は、各日・各時間帯の通告電力量(kWh)の月間積算値とし、月間利用率70～100%の範囲内に収まるように設定していただきます。
22	通告変更契約	月間利用率70~100%とあるが、月間の通告電力量合計値が月間利用率の範囲外となった場合、どのような取り扱いとなるのか。	月間の通告電力量合計が月間利用率の下限（70%）を下回った場合、未達分の電力量に対して、受給したものと見做して電力量料金を請求いたします。 契約電力を上回る通告値となっている場合は、適正な通告値に修正していただきます。 なお、通告電力量の管理は、買主側の責任で実施していただきますが、何らかの事由によりあらかじめ月間利用率が未達ないしは超過する場合は、発生事由に応じて個別協議が可能な場合もございますので、事前にご相談ください。